明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産七七）　一

〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務三二四～三三〇）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同三三一、三三二）　七
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同三三三～三三五）　八

〔官庁報告〕
国家試験
第六十七回獣医師国家試験（公告）（農林水産省）　二

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
平成二十六事業年度・年度財務諸表（独立行政法人日本学術振興会・国立研究開発法人水産総合研究センター・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構・独立行政法人環境再生保全機構・全国健康保険協会）、独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録・計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、阪神高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係　四
地方公共団体
解散命令、無縁墳墓等改葬関係　二六
会社その他
会社決算公告　二九

省令

○農林水産省令第七十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月九日　農林水産大臣　森山　裕

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一グルコン酸クロルヘキシジンを有効成分とする浸漬剤の項の次に次のように加える。

ケトプロフェンを有効成分とする注射剤	豚	1日量として体重1kg当たり3mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前6日間

附　則

この省令は、公布の日から施行する。